奈良県告示第百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十二年八月二十五日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。

平成二十二年九月三日

奈良県知事　荒　井　正　吾

協議者	事業名	地区名
天理市長 南　佳策	水と農地活用促進事業（頭首工）	山田町下地区